

第2期第2回 横浜市税制調査会  
議 事 録

日時：平成26年9月25日（木）  
午後3時00分から午後5時00分まで  
場所：横浜市庁舎 5階関係機関執務室

## 第2期 第2回 横浜市税制調査会

平成26年9月25日(木)

午後3時00分から午後5時00分まで

横浜市庁舎 5階関係機関執務室

税制課長 それでは定刻になりましたので、ただ今より、「第2期第2回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆さま方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされており、本日は、〇〇委員がご欠席でございます。したがって、委員6名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日は財政局長の鈴木も出席する予定でしたが、急遽、公務が入ってしまいまして欠席とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に会議の公開につきまして、要綱第8条の規定により調査会の会議は公開するものとされておりますが、これにかかわらず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

その決定にあたりまして、今回の会議の議題内容を補足させていただきますと、本日議題となっております「企業立地促進条例」についての中身につきましては、現行制度の評価並びに検証といったところです。もう一点、後段の部分につきましては、施策の今後の方向性についてご議論いただくこととなっております。また後段部分の今後の施策の方向性につきましては、横浜市内部でもまだ十分に固まっていない現時点での案であり、この税制調査会での議論をいただきながら、詳細について詰めていきたいと考えているところです。その部分ご留意いただきたいというところです。

つきまして、座長、公開という件につきましていかがいたしましょうか。

座長 委員の皆様にお諮りさせていただきます。

通常ですと、何から何までオープンにやるのが我々のスタンスになっており、積極的な公開を心がけているところです。ただ、他の自治体でも類似の案件については、時期を区切って非公開としているケースが多いわけです。委員の皆様どうでしょうか。次期施策の具体的な中身の方向性については、まだ伏せていた方がよろしいのではないのでしょうか。担当部局からの意向もあるので、今回決まるわけではないのですが、方向性の部分については内々の話にさせていただきたいと考えております。時間配分から行くとおおよそ半分くらいは非公開となるかと思いますが、前段のこれまでの企業立地促進条例の評価についてはいつもどおり公開とさせていただきます。後段部分の、良い評価がでるのか悪い評価がでるのかまだわかりませんが、いずれにしても、次期ご提案いただく部分については、非公開ということで進めさせていただこうかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

(異議を唱えるものなし)

では、後段部分については非公開ということをお願いします。

税制課長 ありがとうございます。

それでは会議の公開非公開のタイミングについては後程ご案内させていただきます。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

座長 本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先程申し上げましたとおり、忌憚のない意見を出すのが調査会の役割でございますので、ご発言をお願いします。

本日の議題ですが、議事録にありますとおり、一つとなっております。横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例についてということで、先程公開非公開についてお諮りしたときに触れさせていただきましたけれども、前半部分はこれまでやってきました。条例ができたときも我々意見を述べさせていただいて、共に手を取り合って促進を図ってきたわけではありますが、まずはこれまでの実績についてご報告いただき我々の評価をさせていただきたい。それに続いて、今後どうしたらいいでしょうかというところになります。それではまず資料のご説明をいただくこととなりますが、それにあたりお手元資料1と2とあります。一つが税務の立場から論点整理していただいたもの、資料の2の方が経済局の方から我々に対してご提示いただいているものになります。まず資料1について税制課長からご説明をお願いします。

税制課長 資料1について説明します。

前回については特に論点を設けず、自由にご議論いただいたところですが、今回はこれまでの税制調査会につきまして経過も含めまして、資料としてまとめたものでございます。表紙をおめくりいただきますと、税財政制度懇話会、平成15年4月とあります。

議題につきましては、税制調査会の前進であります懇話会の内容について、論点をまとめたものについて視点を設けたものでございます。

課税免除や不均一課税を活用する際の導入視点を整理すると次の4点になります。負担の公平性の視点、手段の適切性の視点、効果の視点、財政上の視点、これらの4点になります。

それぞれ簡単に申し上げますと、次ページですが、負担の公平性とは、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的、公益を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。その下の破線囲っておりますところについては、平成23年12月にこの意見書について意見をとりまとめた際に、皆様からいただいた主な意見を掲載させていただいています。例えば負担の公平性については、新設の大企業がメリットを受ける形であり、地元の中小企業に不公平感はないか。どのように説明するか。新規企業と既存企業とで取扱いが異なるという税制を新たに作るならば、相当の積極的根拠が必要であるといったご意見があったところです。

次のページに参ります。

手段の適切性の視点について、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきであるといったものでございます。

次のページに参りますが、効果の視点についても、施策実現に当たり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

財政上の視点ですが、軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。

こうした視点についての検討が必要とされたものです。この視点につきましては、平成23年12月に税制研究会が取りまとめたものに基づきまして、現行の条例というものが策定されておりますので、概ねこの4点につきましては、負担の公平性、手段の適切性につ

きましては、それに基づいて策定されているとご理解いただければと思います。

ただし、3の効果検証については、全体のご議論を踏まえまして経済局の方から説明させ、評価していただいたうえでご検討いただければと思います。

資料1については以上でございます。

座長 ありがとうございます。

今の論点につきましては、最重要と考えております。

〇〇委員と基準というものを作らせていただきました。政策税制にとって、公平感を阻害することが往々にしてあるわけですが、やはり公平というものを大事に考えなければいけません。守るべき基準というのを税の立場からまとめさせていただいたものです。これについては時代が変わっても変わらないものと考えます。むしろ社会情勢・経済情勢が変わっても、守っていかなければいけないものと考えます。この点について、何かございましたらご発言をお願いします。

(発言者なし)

いま税制課長からご発言がありましたけれども、この条例が始まってから2回更新がされて、横浜市の企業誘致という側面を税の立場からサポートできるかということになっており、この議題にあたって今我々が気を付けなければいけないのは、今どれを最優先にしなければいけないかは、本日はご発言ありましたとおり、今までやってきた条例の効果があったかどうか、ある意味で多少公平性を阻害したり、あるいは、税の原則、手段が適切だったのか、検証をしながら続けていかないといけない。その上で、効果を見る。効果を見た上で、仮に効果がないとなった場合には、手段が適切だったのか、あるいは、公平性は大丈夫だったのか、そのような再検討に入っていくことになる。まずは4つあるうちの、効果というところをまずは重点的に見させていただくこととなります。

この原則を頭に入れた上で、経済局からのご提示いただきましたこれまでの検証と提案、まずは、効果・実績というところでご説明をお願いしたいと思います。

誘致推進課長 経済局誘致推進課の渡辺でございます。よろしく申し上げます。

前回の税制調査会におきましては、各委員の方からご指摘、ご意見をいただきましてありがとうございます。本日は、企業立地促進条例につきまして、そうしたご指摘とか、あるいは我々が前回もう少し説明すべきだった部分を中心に説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料、まずは1枚お捲りいただきまして3ページをご覧ください。

企業立地促進条例の目的でございます。

この部分を前回きちんと説明しなかったために曖昧になってしまったとの反省に立ちまして、目的の確認という形で企業立地促進条例第1条というところを抜粋させていただいております。

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする、この点をまず確認させていただきたいと思っております。この中で企業立地の促進の中身でございますけれども、2つのカテゴリーがありまして、固定資産取得型とテナント型とがあります。固定資産取得型につきましては、事業所の新規立地、賃貸業務ビルの新規立地です。賃貸業務ビル立地に対する支援は第1期のみになります。それから、工場等の建て替え・増設は、市内企業の流出防止の観点で行っております。また、テナント型につきましては、賃貸施設へのテナント進出への助成という形にさせていただいております。

また前回の質問の中で、企業立地の事業計画を認定する中で、一定の条件があるだろうということでご質問いただきました。その辺も確認させていただきたいと思っております。

また、下の市民雇用の増大、市内企業の事業機会の拡大につきましては、後程ご説明させていただきます。

まず、一定の条件でございます。

固定資産取得型につきましては、対象地域につきましては、その右側にありますとおり、1 から 9 までの地域、みなとみらい 21 から内陸北部工業までの 9 つの地域になっています。

対象施設につきましては、事務所、研究所、工場等となっておりまして、投下資本額につきましては中小企業で 1 億円以上、大企業で 10 億円以上の場合に支援させていただいております。

次の 2 つの黒丸でございますけれども、こちらは企業を認定する際に開催する審査部会の指標という形でお示しさせていただきました。一つ目が、「横浜市経済の発展に資すると認められること」で、雇用者数、経済波及効果、業務・生産・研究機能の強化、税収効果から評価させていただいております。二つ目の「資金計画が経営状況に照らして適切であること」については、決算書等を公認会計士の先生等にご覧いただきまして、評価しているということでございます。

5 ページをご覧ください。

テナント型における一定の条件でございます。テナント型につきましては、対象地域は業務系の 1 から 5 までの地域となっております。

対象機能は、本社、研究所となっております。従業者数につきましては、設置する本社等が 100 人以上、市内拡充の場合には別途要件がございます。

また審査部会の指標でございますけれども、一つ目の「経常利益」につきましては、前 3 年度の経常利益の合計が 3 億円以上、または前年度の経常利益が 1 億円以上となっております。

また、二つ目の「横浜市経済の発展に資すると認められること」については、経済波及効果、業務機能の強化、税収効果から評価をさせていただいております。

次に 6 ページ企業立地促進条例の実績でございます。

こちらは、前回お示ししてございますけれども、平成 16 年度から 25 年度の 10 年間で、26 年 3 月末でございますが、92 件の認定をさせていただいております。総額として、約 4,900 億円の投資を誘発しております。

先程、座長からのお話がありましたとおり、2 回の条例改正をしております。第 1 期目につきましては、16 年度から 20 年度の 5 年間でございまして、56 件 3,918 億円の投資となっております。この期につきましては、開発意欲の高さも相俟って、数多くの企業による投資を誘因しており、例えば大企業ですと、日産自動車や富士ゼロックス等の誘致に成功しております。また、第 1 期目につきましては、高スペックな賃貸オフィスビルの開発促進がされました。また、工業系においても、日産自動車などの先端技術・製品開発型工場や、研究所などの機能強化を促進しました。

認定件数でございますが、自社ビル等で 14 件、賃貸ビルで 7 件、工業系で 35 件とかなりの数の投資をしていただいたところでございます。

第 2 期目でございますけれども、21 年度から 23 年度までの 3 年間ということで、24 件 820 億円の投資となっております。景気低迷で投資は減速しているものの、大規模なテナントの誘致に成功しております。また、第 1 期の賃貸オフィスビルの建設支援、第 2 期のテナント支援が功を奏して、グローバル企業の誘致に成功しております。例えば、レノボ・ジャパン、あるいはジョンソンコントロールズが代表的な例でございます。あるいは、有力企業、日産自動車本社や富士ゼロックス等に関連した企業や系列企業の誘致にも

成功してございます。

この時期につきましては、自社ビル等で5件、テナントで10件と、自社ビルは減っていますが、テナントは増えてございます。

第3期、これが現行でございすけれども、24年度から26年度の内、平成24年度と25年度の2か年で12件、現在168億円の投資ということで、これにつきましては震災の影響も加わりまして、投資の件数・規模とも縮小傾向にあります。特に自社ビル等の誘致が減速傾向にありまして、2社程度となつてございます。ただテナントにつきましては5件となつてございまして、有力企業の富士通系の企業等に來ていただいております。また工業系につきましても、中小企業の機能拠点の集約などの誘致に成功してございます。

7ページをご覧ください。こちらも前回の再掲でございす。雇用の場の創出につきましては、事業開始前に比べて約28,000人の雇用増となつてございます。また、市内企業の事業機会の拡大でございすけれども、こちらにつきましては、認定事業により受注機会が増加していることを示してございす。左側でございすけれども、建設等につきまして、建設工事・設備工事等の市内・準市内企業への発注額につきましては、累計で約2,800億円という形になつてございす。また、事業活動につきまして、原材料調達、物品の購入でございすけれども、平成25年1年間で、930億円程度の市内発注を行っているところでございす。

次の8ページをご覧ください。

税収効果についてでございす。前回、〇〇委員からタックス・エクスペンディチャーという考え方を教えていただきました。私どももそれを少し勉強しまして、見直しをかけさせていただきました。考え方としては、税軽減額を隠れた助成金ととらえ、助成金額と税軽減額の合算額を本市の支出としてとらえ、上記の支出と比較する収入は、これまでは税軽減を行った後の税収額としていしましたが、税軽減を行わなかった場合の本来の課税額とする考え方に基つきまして再試算させていただきました。その結果が9ページの図になつてございす。私どもの前回の累計の中におきましては、平成27年度に税収額と支援額が逆転すると説明させていただきましたけれども、実際にこの計算式でやつた場合には、平成24年度に税収額が支援額を上回つたという形になつてございす。

以上、結果等をご報告させていただきましたけれども、件数及び投資額におきまして現状ではだいぶ落ちてきているところでございす。私どもは是非次期施策の中でこうした点を改善していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと考えております。

私の説明は以上でございす。

座 長

ありがとうございます。

前回よりももう少しざっくりしたところで見直しを含めてご説明と、結果のご提示をいただきました。これについてのポイントをどう考えていくのが最重要となります。

どこからでも、なんなりとご発言をいただければと思います。

〇 〇 委 員

8ページの表の精査をしていただきありがとうございます。

この考え方で整理されるのが良いと思います。

その表で見ると、実際に支援額が税収額に将来的にどう影響を与えるかを長期的に見る視点が大事になります。効果を見る点ということでは整理されていると思います。

〇 〇 委 員

6ページの企業立地促進条例の実績で認定件数が、業務系工業系に分かれています、そのうちの工業系の工場・研究所はテナントなのか、自社ビルの建設等に当たるのか、内訳が分かりましたら、教えてください。

産業立地調整

全て自社になります。

- 課長 ○ ○ 委員 助成金と固定資産税の軽減と両方でみていくという理解でよろしいでしょうか。
- 産業立地調整課長 規模によります。条件の中に投資額がありますので、その額が一定額以上であれば税の軽減を行っております。税の軽減だけのケースもありますし、助成金を出した場合もあります。
- ○ 委員 傾向はわかりますでしょうか。
- 産業立地調整課長 規模はバラバラなのでしょうか。
- 産業立地調整課長 中小の工場が設備投資した場合は規模が小さいことが多いため、その場合は税の軽減だけのケースもあります。大企業さんが新しい工場を建てる場合というのは、かなりの投資をいただきますので、助成金を交付する場合があります。様々な投資があります。
- ○ 委員 わかりました。ありがとうございます。
- 座長 ○ ○ 委員のご質問を聞いて、次に向けて大事かと思ったのですが、工業系のところで、投下資本額によって税軽減と助成金の基準とがずれているのでしょうか。助成金の基準の方が上なのでしょうか。
- 産業立地調整課長 そうです。
- 座長 具体的にはどこになるのでしょうか。
- 産業立地調整課長 4 ページのところに、3 つ目の黒丸、投下資本額がありまして、中小企業で 1 億円以上、大企業で 10 億円以上、これが税を軽減する基準です。助成金が出ますが、この 5 倍の金額になりまして、中小企業ですと 5 億円以上、大企業ですと 50 億円以上の場合には助成金の対象となります。
- 座長 助成金はかなりの大規模投資じゃないと出ないということでしょうか。
- 産業立地調整課長 そうです。
- ○ 委員 7 ページの上の雇用の場の創出のところになるのですが、確かに雇用者数は 28,000 人増えているのですが、平成 25 年のうち横浜市民というところの数字とか見ますと、横浜市以外から通っている従業員の方が多いという印象を受けます。そうすると思ったほど住民税が増えていないと思うのですが、個人住民税の波及効果はどのように評価したらよろしいのでしょうか。
- 座長 この部分、数字も含めて経済局としてどう評価しているかを教えていただけますでしょうか。雇用者数というのは正規の方でしょうか。
- 誘致推進課長 正規と非正規両方です。
- 座長 横浜市民は 16,530 人となっております。前回個人住民税の数字を出させていただいたのですが、あれはあくまでも理論値ということで、先程申し上げましたとおり、住民の方を増やすのが目的ではなくて、あくまでも雇用を増やすことを目標にしておりますので、市民の方を増やすのが目的ではないということをご理解いただきたいと思います。その上で、横浜に来て働いていただいて法人市民税を上げていただくことが重要であると考えておりますので、市民の雇用が増えるということは非常にありがたいことなんですけれども、一応そのような考え方でおりますので、それをご理解いただければと思います。
- ○ 委員 あくまでもオプションということで、住民の数が増えたら嬉しいなということでしょうか。
- 座長 このあたりが目的をどこにおいて、税の軽減を行っていくかになっていくのですけれども、市民を増やすぞということであれば、市民の雇用の数を税軽減に応じてとか、税の目的が中身に依って変わってきます。

例えば、市民税の跳ね返りも考えて、正規の雇用数しかも横浜市民である、そういう基準を作って、それを満たせば税軽減をするというやり方をするのがかなりインセンティブの強いやり方になります。

〇〇委員 先程の続きの質問なんですが、今後の展開を考えていく上で、助成金と税の軽減どういう組み合わせが良いのかという検討が必要になると思いますので、一社一社の状況が分かるといいと思います。次回以降でいいので、先程お聞きした実績の投下資本額と助成金の内訳を知りたいです。

なぜそういうことを聞くかという理由として、資料1の4ページで、手段の適切性の視点の中の平成23年の税制研究会の主な内容の一番下のところで、助成金の方が税軽減に比較し、民主主義的な手続であり、相当の理由のない限り、市民への説明責任の観点から助成金を採用すべきである、とあるのですが、今のお話ですと助成金の方が条件が厳しいと聞こえたのですが、今後どうしていくかと考えるときに、企業がどのような選択をしてきたかというのは精査した方が良いのではないかと思うので、今のご要望を申し上げました。

座長 ありがとうございます。

前回の16ページのところでざっくりアンケートがあるのですが、これの個表とかはでてくるのでしょうか。

この点は非常に重要な点で、我々は税の立場ですけれども、両者が組み合わさって効果をあげているわけですから、どちらの効果が効いたのかは非常に重要です。〇〇委員のご質問を聞いて私も聞きたくなったのはそのところで、次回のところに向けて固定資産取得型にしよ、テナント型にしよ、どういう税軽減がきいたのか、それとも助成の方が効いているのか、どのぐらいなのかアンケートをとってわかるということなのか、正確な数値化は無理かと思うのだが、かなり厳密なものを見せていただけるとありがたいのですが、これの追加の資料はみせていただけるのでしょうか。

成長戦略推進部 助成金と税軽減のどちらが企業にとって魅力あるかということですが、私どもといたしましては両方とも魅力があるのかなと思いますが、アンケートで現在そういう聞き方をしているものがないというのが現状でありまして、そのところが明確にお答えできないところであります。

〇〇先生からご指摘のありました4ページの破線の最後のところ、また助成金の方が税軽減に比較し、民主主義的な手続であり云々のところでありますけれども、座長はご存知かと思いますが、前回の税制研究会で、テナントに対する支援について、お話しした時の内容です。テナントに対する支援は、法人市民税相当額の2分の1を助成金として出すという内容だったのですが、これですと予算を確定するのに随分と時間がかかりまして、企業側にメリットが出るのが遅いということで、私どもとしましては、法人市民税相当額ではなくて法人市民税そのものを下げたいということで、その当時の税制研究会にあげさせていただきました。その時に出たのが、ここに書いてある1、2、3の内容です。特に座長などがおっしゃっていたのは、歳出予算できちんとでない、税の方で不均一課税で減っているだけの話なのでつかみにくいということでした。税軽減というよりは、助成金の方が民主主義的なので、テナントに対する支援については、今まで通り助成金で出した方がいいのではないかということでここに書いてあることです。この抜粋の仕方が少し分かっていくようになっております。

座長 少し話を戻させていただきますと、両方を組み合わせてやっていくところの認定企業の効果というところについては、測定されていないということですね。想像して我々が考えていくほかない。

〇〇委員 7ページのところの、発注額の話のところ、認定企業により受注機会が増加したとい



うところで、建設等と事業活動で、市内・準市内企業への発注額の割合というものが出されているのですけれども、この割合は認定企業じゃない企業と比べてどう評価されているかというところと、これを認定する際に、横浜市経済の発展に資すると認められるということで、経済波及効果を審査されるとなっているのですけれども、ここで審査されたことがこれに反映されているというか、どういうのを主体に受注されているのか、つながりというか、企業を認定する際に意識されているのかどうかを伺いたい。

誘致推進課長 受注の機会につきましては、各企業様に市内企業を使っていたらいいと思います。経済波及効果につきましては、認定時の投下資本額に基づきまして経済波及効果を試算しておりますので、多少違うと思っています。

〇〇委員 認定をされる時は、中心的に市内の方を受注してくださいと要請は、できるわけなのですか。

誘致推進課長 認定した後に、私どもの方が認定通知書を出すのですけれども、その際に市内企業を使っていたらいいという旨の依頼書を企業様にお渡しさせていただいております。

座長 お願い文書をお渡しするのができる範囲内の精一杯なのでしょうか。

経済局 毎年実際に認定した企業様については、そのあとの把握ももちろんございまして、その際にも必ず言わせていただいておりますし、そういう状況も聞いておりますので、その中で数字があがってきているのだと思っています。

座長 できる限りに配慮はしているという認識で良いかと思えます。

〇〇委員 今回の関連で数字が分からないところがあるのですけれども、今の認定企業により受注機会が増加のところなのでも、建設の方は市内の発注が90%ということですよ。非常に高いとわかるのですけれども、建設だけでなく、そのあとも大事だと思うのですが、事業活動を見ると18.9という数字はどう見ても高くないと思うのですけれども、これをどう評価したらいいのかというのがまず一点です。

誘致推進課長 建設の方につきましては、市内企業でもそれなりに対応できるとは思っておりますが、事業活動につきましては、原材料とか物品の購入となりますと、企業様の系列だとか関連会社に発注するなどあると思います。その中では比較的高い方だと思っております。建設とは違うと思っております。

〇〇委員 認定した事業と比較して高いか低いかわからないので、〇〇委員がおっしゃったように比較は見られればいかなと思えました。

もう一つ、4ページ5ページのところの、企業立地というのは1から9までのエリア、テナントは1から5までと指定があるわけですが、エリアによって受注が多い少ないという差はありますか。恐らく後半につながるかとは思いますが。もしあるとすれば、どうして多い少ないのか、その辺りの分析はされていますか。

誘致推進課長 今日は資料を持参していないのですが、この地域における進出企業は分かるので、その辺の投資がどれくらいあったのかは、こちらで把握できるとは思っています。

みなとみらい21は当然高くなっていると思いますし、京浜臨海部についてもそうです。そういうところには投資が大きいと思っております。

座長 今のご質問は後段に続くので、公開非公開のギリギリのところですが、ゾーニングのところについて今後このままでいいのか話が当然出てきますので、改めて後段に行ったときにご質問下さい。

それ以外いかがでしょうか、実績の評価にかかわるところで。

〇〇委員 私も企業立地にあたって、横浜という場所を企業立地として整備された場所にしていくべきだと思っているのですけれども、その上で聞くのですが、6ページのところで、件数が減ってきているのは、色んな事情等があるかと思うのですが、大きいのは経済情勢だと

思っているのですが、その経済情勢の影響は大きかったと、経済局では判断されているかどうか。

やっぱり大きいのは、経済情勢だろうという風に思うので、その経済情勢の影響は大きかったのかと、経済局の方で判断されているのでしょうか。

誘致推進課長 はい。〇〇委員がおっしゃるとおり、リーマンショックで投資意欲が後退、あるいは東日本大震災の影響で投資意欲が下がったと、我々は考えております。最近、回復してきて、伸びてきており、ひとつのチャンスと思っています。

〇〇委員 なぜそのようなことを聞くのかといいますと、企業立地施策というのは、他の地域との競争が一番重要になってきますので、この期間、地域によってはあった工場がなくなったり、本社機能をもっていたのが東京に移されてしまった。それで、支社機能もほんの形だけしか残されないといったケースが他の地域で散見されるため、そういうことを考えると、件数が減っているということは全般的な傾向なのか、それとも横浜独自の影響なのかというところが気になります。横浜独自ではなく景気全体の影響が大きかったのでしょうか。

誘致推進課長 前回は申し上げましたが、なかなか他都市の状況は把握できない部分がございますが、新聞情報等でいいましても、〇〇委員がおっしゃったとおり、工場が出て行ってしまふ、そういった情報は把握していましたが、横浜の場合には、90何件かきていただいておりますけれども、出て行ってしまったということはないという状況。また、我々の条例につきましては、設備投資に対しても企業が逃げていかないようにという支援もあるため、この条例は効いているのかなと思っています。

産業立地調整課長 工場の全国の立地件数で統計を見ると、第1期の頃は年間で1,800件、第2期は700から800件の立地件数、だいたい半分くらい。これは横浜に限らず、全国的な傾向として投資が縮小したということが、統計上見られます。

座長 私も初めて聞きましたが、全国的な状況も質問しようと思ったのですが、単純計算して、第1期、第2期、第3期まだ現在進行中ですので、数字が多少年度間区切りが違いますが、最初は5年間、5で単純に割ると、1期目は毎年10件。だいたい783億円。第2期は3年間ですから、件数で約毎年8件で273億。それが今の全国のおおよそ概算数字で1,800件、金額はわからないけれども、700から800件に落ちたところをどうみるか、だと思えます。全国並みを守っているから良いと評価もばらばらにできますから、全国と同じくらい減ったからしょうがないとみるのか、それともこの内容だとこのままいくとどんどん落ちるぞと、3期になりますと、さらに単純に2年で計算しても、毎年6件、84億円、この激減ぶりをみるとどう評価するのかだと思えます。

〇〇委員 横浜市にいらっしゃった企業の評価ですが、雇用の創出と事業機会の拡大が目的なのはもちろんそうですが、それを支えるものとして、企業自体の体力というか、立地によって体力がよりついたのかという潜在的な企業の潜在的成長性、例えば、売上高が上がったとか、研究所が横浜市に来たことによって、例えば特許数が増えたとか。なにか、受注という指標だけではなく、他の切り口で企業の評価というのはどうでしょうか。

座長 いかがでしょう。ちょっと難易度の高いご質問ですけど。

誘致推進課長 来られた企業につきましては、投資規模は小さくなっていますが、テナントに関してはそれなりのところがきており、それなりに売上があると思っています。テナントについては、そういう企業を認定しています。企業数や投資額は少なくなっていますが、そういった大企業にきていただいているため、そこに関連する機械部品の企業といった、波及する関連企業、系列企業がきていただいているので、横浜にとってはメリットがあると考えております。

〇〇委員 数値というのは出せますでしょうか。

誘致推進課長 なかなか数値としては示しにくいです。例えば日産があることによって自動車部品の関連の企業が来たり、富士通系の企業がきて、その子会社がきたりといった、波及効果はあると思っています。

〇〇委員 数の評価だけではなく、たとえ一社であっても、得られたものが大きければ、横浜市に来たからなのではないか、と言えるのではないのでしょうか。

誘致推進課長 横浜だから来ていただけたと、いうことですね。横浜のいろいろなメリットというのはあると思います。交通アクセスや居住性にしても。しかし、横浜を選んでいただくためには、それだけではなく助成金や税の軽減もあって総合的に選んでいただいていると思っておりますので、まったく支援が無く来ていただけるかというとなかなか厳しいのではないかと思います。

〇〇委員 助成金と税制の減税はもちろん、お示しいただいた指標だけではなく別の切り口でも、お示しいただきたいのですが、可能でしょうか。

成長戦略推進部 長 結論から言いますとなかなか難しいのが現状です。助成金と税軽減があつて、企業の体力が増したことは間違いありません。ただ、その売上が上がったり特許件数があがったりというのは、どちらかというところそれ以外の要因もかなり影響しています。特に景気自体がどうなっているか、というのが非常に大きいと思います。私どもの助成金や税軽減がどれだけそれに寄与しているかというのを指標の数字として出すのは大変難しいと考えています。

座 長 一つお伺いをしたいのですが、横浜市の平成16年からここ10年間くらいの景気状況をざっくりと教えていただけますでしょうか。我々の審議対象は誘致の部分ですが、誘致でこれからどうするのか、もっと軽減を拡大するのかどうするのか、と考えるうえでは既存の景気状況がどうなのか、一部の業界では、隣のむしろ川崎の方が川崎モデルだと取り上げられて、中小企業が元気だぞということをおっしゃられるのがあるわけで、そういうのを聞くと、全体の横浜経済の動向がどうなのか、その中で相当なお金をかけても誘致をする必然性が強いのか弱いのか、それとももう少し既存のものにもやった方がいいのか、我々もあくまで参考ですが、知った上で最終的な判断をしたほうがいいだろうということでお伺いをしているんですが。

この10年間いかがでしょう。新規で入ってくるのは、件数も金額も小粒になっているわけですが、横浜経済というのはどうなっていますでしょうか。

成長戦略推進部 長 経済局で3か月に1度、景況・経営動向調査というのをやっており、BSIと言います。Business Survey Index ということで、景気の良い悪いを経営者の主観で行うものです。それを見てみると、平成20年の10月、リーマンショックが起きるまではかなり右肩上がり、景気が回復基調にありましたが、そこで大幅に沈み、それから平成23年3月11日までは少しずつ上がって、そこでまた大幅に落ちて、と進んでいます。今はどうかというと、意外といい数値が出ていて、アベノミクス効果なのかどうかは時期を待たないとわからないですが、階段で伸びたところで大幅に落ちて、伸びたところで大幅に落ちてというのを繰り返しています。現状はリーマンショックの前と同じくらいまで回復してきているところなんです。

座 長 それは何かの指標の規模的なところですか。

成長戦略推進部 長 これは、1,000社に照会を出してまして、500社の回答です。この数値は出すことができます。

座 長 景況インデックスみたいなものですか。

成長戦略推進部 長 そうです。DIに近いです。

○ ○ 委員 企業立地の推移のお答えの中で気になったのですが、他の地域だと立地をしても逃げていくのに対して、横浜は逃げていかないような取り組みをなさっているというお答えがあったと思いますが、他都市にはない取り組みについて具体的に教えてください。

産業立地調整課 長 誘致に対する立地への助成に加えて、それぞれの企業が新たに投資をされる、既存の中での投資に対しても支援をさせていただいています。営業を拡大するにあたってのサポート・相談業務、そういったソフト面での支援も含めてさせていただいているところは一つの成果ではないかと考えています。

○ ○ 委員 支援は、他の地域ではないのでしょうか。

産業立地調整課 長 他の地域でもあると思いますが、比較的そこが功を奏していると思っております。

○ ○ 委員 経済波及効果とか税収効果とか雇用効果とか、数量的な指標になりますけども、重要なのはそれと同時に質だと思えます。

当然、目的は、企業立地を促進する税制で、地域として業務機能を強くするということが非常に重要ではないかと思っています。一度進出、立地して適切な業務地域に出たとなると、簡単にほかのところに移ったりしないということになるので、それが質的な指標になるかもしれません。説明の材料として加えてもらおうと、いろんな意味で、こういう政策効果を量的でなく質的にもこうですよと、説明資料につけていただけると、非常にありがたいと思っております。

なぜ、このようなことを言うのかということ、具体的にいうと、日産本社、みなとみらいにきていますよね。市にとっても大きな効果を持つと思います。これは量的な指標と同時に、質的な指標としても非常に重要だと思います。そういうことを今後の評価の際に、加えていただけると、こういうことをやったという効果がより、納得できる気がします。

座 長 評価か今後の展望かの微妙なグレーゾーンに入ってしまったので、何も言わずにいたのですが、今後、非公開にしたうえで話を続けたいと思いますが、税軽減の効果の測定に重要だということであれば、そういう指標をあらかじめ設定してから、今後のことを考えるということが良いと思います。

○ ○ 委員 それよりも、今回の評価という点で、そういう点の評価をしたほうがいい。

座 長 もっとそこを、胸を張って書いた方がいいですよという、アドバイスですね。

○ ○ 委員 今はまだ、現状の政策の効果に限定した議論にしてもらえればと考えております。座長のようにいってしまうと、先の話になってしまいますので。

座 長 今はまだアドバイスということですね。ありがとうございます。

効果の検証という一番大事な基本になるわけですが、大変難しい作業で、もともと三年前にやったときも、同じ発言を私も委員の先生方もしたと思いますが、何をもって経済効果なのか、何をもって活性化なのかということところが絞られていると、もう少し数値化も簡単ですし、評価も容易なわけですけれども、中々そこを絞りきれない、例えば新規誘致した企業数なのか、事業日数なのか、売上なのか、発注伺いなのか、あるいは広く言えば産業連関表作って、計算してシミュレーションをかけるのか、という話になっていくので、中々何を持って活性化しているのか、というのは、委員の先生方一人ひとり違うでしょうし、市民の方一人ひとり違うだろうと思うので、それをまとめるのは市長の役割ですから、政治家として、そこはお任せをしたうえで、我々はざっくりしたものを評価せざるを得ないというところをご理解ください。

そうなりますと、今、申し上げたように、決してやって悪かったという評価ではなくて、一定の効果があるということはまずは認めてよろしいかなと、委員の方々、異論がありましたら、私の発言にあとでお話いただければと思います。

やったことによってこれだけの数字でお示しができる効果を経済局の方からお出しをいただきました。ただ、それで100%かという、今のよういろいろな視点、いろいろな数字、いろいろな目標があるわけですので、その部分がまだら模様だと考えてもよろしいのではないのでしょうか。

特に気になるのは、6ページのところの数字です。ここをどう評価するかとすると、日本全体の縮小傾向、あるいは製造業については海外流出、もうわかりきった上で、かつ、世界的な景気の動向をわかりきった上で、それでもいかがなものかと。ここに点数をつけるわけではありませんが、よくあるお役所の報告書のようにすばらしいので、このまま継続にしましょうというような表現はさすがにできないのかなと思います。まだら模様というところを正直に受け止めて、我々委員として市民の代わりにこれを審議させていただいている立場からしても、まだまだ色々注文をつけるところは様々あるだろうというのが、ざっくりした評価なのかなと思います。

つまり、繰り返させていただくと、効果とすれば税金を使い、これは二種類のやり方をしているわけですが、助成金をだし、かつ税金というものを本来であれば、軽減するとほかの納税者にとっては不公平になるわけですが、それをやった上でも、それを上回るだけの効果があったということは認め、ただ、効果の発揮の仕方について、効果が日本全体にマクロ的な状況に目をつぶったとしても、やはり落ちているということは間違いがないというところですし、よくある役所のやり方のように、これでいいので継続しましょうという安易なやり方は避けたい。

したがって、これから残りの時間をかけて、少し今後について、我々、税の専門家なりの注文を付けさせていただきたいというのが、評価になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員 それで賛成なんですけど、付け足して言うと、改めて6ページの表ですね。見ると、中小企業というのが、業務系でまったくの0.0%になっていますし、前の表でもテナントは0件ですので、中小企業をどう見るか、もし大事なところと見るのであれば、やはりそこは達成が十分ではないというのは、素直に認めなければいけないかと改めて、話をきいて思いました。

座長 そこもいわゆる狙いの一つ、目標の一つだと思います。経済促進、立地促進の中の目標をどこに置くのか、中小におくのか、それともどこか絞っていくのか、今後の展望の中で、ですね。

そして、ある意味、〇〇委員と位置づけからすると逆のご発言ですので、〇〇委員はどちらかという、業務内容で高度な本社系、あるいは、いわゆる研究所系を呼んできた方がいいぞ、と効果が大きいというご発言です。

今ご指摘いただいた、私もその通りだと思いましたが、もう少し、中小に重きを置いて育てていこうという、素晴らしいご発言だと思いますので、これも含めて、今後の展望の中で、もう一段審議をさせていただきたいと思います。

〇〇委員 おっしゃるとおりだと思います。中小企業に対しての効果を見ると、あまりなかったということなので、今後は考えないといけないと思います。

座長 はい。ここもですから、もしもそうであれば手段の適切性が、本当に税軽減の中身がよくなったのかということ。

評価・検証というところは、これでよろしいでしょうか。

それでは、ここからは非公開にさせていただいたうえで、今後の方向性、今、検証させていただいた実績の上で、これからどうしたらいいかということについて、担当部局の原案をお聞きして、我々がこの実績と、お示しいただいた方向性をどう考えるかという

ころをご審議いただきたいと思ひます。

( 記 者 退 席 )  
座 長 誘致推進課長 では、経済局の方からご説明をお願いいたします。  
10 ページをご覧ください。

まず、方向性を出す前に、企業立地を取り巻く状況を説明したいと思ひます。前回もご説明しましたが、他都市の状況ということで、東京都や首都圏、各政令市は、支援制度を設けて、企業誘致を積極的に展開しています。私は、以前、横浜はかなりインセンティブが高いですと発言しましたが、実はそうではなくて、固定資産取得型、あるいはテナント型につきましても、横浜よりも上の部分があるということをご覧いただければと思ひます。また、横浜市のところでござひますが、横浜市の場合には、多国籍企業特例というものがござひまして、固定資産取得型につきましても、多国籍企業の場合はプラス 10 億円になりますので、多国籍企業以外は、20 億円、また、テナント型についても、多国籍企業の場合はプラス 1 億円になりますので、多国籍企業以外は、3 億円ということで、他都市に比ばましても、非常に高いということではないということをご理解いただければと思ひます。

その上で、11 ページをご覧ください。前回の中で、他都市でうまくいっている例はあるのか、というご質問をいただきました。私どもは電話等で調査をしましたが、なかなか企業秘密ということで、他都市の各自治体も教えていただけなかったのですが、新聞掲載記事がござひまして、それを参考に載せております。千葉県事例として、支援制度の拡充により、誘致件数が増加しているという記事です。

制度についてですが、固定資産取得型につきましても、固定資産税・都市計画税相当額、最長 5 年間、最高 25 億円となっております。また、県の助成制度も加えますと、95 億円という金額となっております。また、テナント型につきましても、従来は賃借料のみという形だったのですが、法人市民税相当額という考え方を導入しまして、法人市民税相当額を 3 年間、プラス 2 年間は 2 分の 1 で、上限がなしという形となっております。それにプラス賃借料 2 分の 1、1 年間、最高 1,000 万円ということで、これも併用していいということです。こちらに実績がござひますけれども、平成 24 年度から急激に 19 件、25 件と伸びております。その辺をお示ししております。

それから、次の 12 ページですが、認定事業者の声ということで、これも前回、掲載させていただいたのですが、認定企業につきましても、平成 25 年 12 月にアンケートをとりまして、企業から条例への高い評価をいただいています。どの部分について重視し、来ていただけたかというところについて聞いたところでは、やはり市の立地助成金・税軽減が取得型、テナント型いずれも最高得点でござひます。

次に 13 ページをご覧ください。こちらは助成金と税軽減、どちらが良かったですかというアンケートをとりました。これもどちらがいいというわけではなくて、例えば初期投資が大きいために助成金が負担軽減には有効だとか、あとは、助成金は支援額が明確で、インパクトが大きい、あるいは助成金は課税されるため、税軽減の方が良い、税軽減は部門採算の管理面で有利ということで、どちらにしてもメリットがあるという形になっていませう。ただし、神奈川県支援策があり、本市が不均一課税を適用した場合には、それに連動して県の不動産取得税の 2 分の 1 に相当する額が減免されるという制度がござひますので、やはり税制の活用については今後とも継続させていただければと思ひております。

次に 14 ページをご覧ください。ここからは細かくなりますが、企業立地を取り巻く状況ということで、市内のオフィス床の供給見通しが少なくなってくるということを示しております。右側が仲介業者の資料からとったものですが、平成 26 年から平成 27 年における首都圏、東京のオフィス床が 36 棟で 64 万 5 千坪の供給が見込まれます。それに対し横浜

市は、平成 26 年から平成 27 年では 1 棟、2 万 9 千坪のみで、約 22 倍の差があります。横浜についてはオフィス床の供給がこれから不足していくということが、危惧されているというところ です。

15 ページをご覧ください。平成 26 年 3 月に、豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展を目標に、成長分野育成ビジョンを策定しております。成長・発展分野として、環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE について、特に力をいれる 3 分野としております。右側にごございます産業拠点戦略ですが、京浜臨海部エリア、都心臨海部エリア、あるいは、金沢産業団地周辺エリアという拠点において、そのエリアの特徴に合わせた企業誘致をしていきたいと考えております。京浜臨海部エリアにつきましては、研究開発拠点としての機能強化ということで、特に末広地区につきましては、ライフイノベーション関連の企業の集積、守屋・恵比須地区につきましては、研究機能への転換による新たな研究開発拠点の形成を目指しております。また、環境・エネルギー分野の拠点の形成を目指しております。都心臨海部エリアにつきましては、観光・MICE の機能を誘致していきたいと考えております。金沢産業団地周辺エリアにつきましては、住工混在地域の工場移転の関係、あるいは、市大医学部があることから、医療関連企業・研究開発機能を充実させていきたいという形で、策定してございます。

16 ページをご覧ください。京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区ということで、平成 23 年 9 月に神奈川県・横浜市・川崎市で共同提案をいたしまして、平成 23 年 12 月に赤い字で書かれているところ、市内 4 区域がまず、指定されました。その後、平成 25 年 10 月に 13 区域が追加指定されまして、合計 17 区域という形になっております。これによりまして、個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目指していきたいと考えております。

17 ページをご覧ください。平成 26 年 5 月に、東京圏の一部として、神奈川県全体、横浜市を含む神奈川県が国家戦略特区として指定されてございます。右の図にごございます横浜駅周辺につきましては、国際的ビジネス拠点形成に向けた横浜駅周辺地区のリノベーションということで、横浜駅周辺をビジネス拠点としてリノベーションしていくということ を打ち出しております。

ここからが、今後の方向性ということで、18 ページをご覧ください。現状を踏まえた次期施策の考え方ということで、まとめをしております。これまでの実績等から、助成金と税軽減の活用をセットで行う支援策は、企業の立地を誘導するインセンティブとして効果が高いため、今後とも不均一課税をお願いしたいと思っております。また、本市の計画や企業立地を取り巻く現状を踏まえて、助成金の内容の見直しをしていきたいと考えております。具体的なイメージでございますが、固定資産取得型については、不均一課税につきまして、継続でお願いをしたいと思っております。また、助成金につきましては、建設投資に係る一部費用への助成という形で、見直しを行っていただきたいと考えております。テナント型につきましても、助成金の見直しとしまして、法人市民税相当額への助成を見直ししていきたいと考えております。

19 ページをご覧ください。これを少しまとめたものが、こちらの表になっております。次期施策の考え方としまして、左側の図でございまして、大規模投資が減少していること、東京や他都市との競合が熾烈になっていること、企業からこの制度自体には、高評価をいただいていることということで、大規模投資の促進を図るべく、インセンティブをさらに高めていきたいと考えまして、方向性を示してございます。右側は市内オフィス床の供給見通しが少ないため、テナント誘致のための受け皿整備の誘導を促進していきたいと考えております。その中での支援案としまして、大規模投資の土地、建物等の取得に係る助成

金上限額の引き上げ、及び賃貸ビルの新設を支援する制度の再導入をしたいと考えております。

20 ページをご覧ください。成長分野育成ビジョンの策定、国際戦略総合特区の指定、国家戦略特区の指定、こうしたものを背景に、方向性としては、ビジョンや特区を見据えて、メリハリある支援メニューを策定するとともに、グローバル企業の誘致を強化していきたいと考えております。支援案の中身としまして、成長・発展分野、産業拠点戦略の組みあわせによる助成率や助成額等の上乗せをしていきたいと考えております。また、特区を活用した横浜駅周辺のリノベーションの促進のための支援策も検討していきたいと考えております。

21 ページをご覧ください。まず、現行制度は左側になっております。現行制度は先ほど申し上げました、全9地域につきましては、事務所6%から、本社・研究所10%で、助成上限額20億円となっております。その上にございます、多国籍企業の本社・研究所の場合、15%の助成率で助成上限を30億円にしてございます。右側が、次期支援策の中身で、本社・研究所は重点立地制度を新設していくということ、また、賃貸業務ビルへの支援の再導入をしてきたいということを考えております。税軽減につきましては、現行制度を継続させていただければと考えております。

22 ページをご覧ください。重点立地制度の新設ということで、先ほど申し上げました、成長分野育成ビジョンの中で示しました、重点地域ですが、みなとみらい21地域、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部を重点地域とし、成長分野・機能ということで、環境・エネルギー、医療・健康、観光・MICE、本社・研究所、それらの分野・機能を合わせて、助成率を上乗せしていきたいと考えております。また、みなとみらい21地域、横浜駅周辺については、上限額を上乗せしていきたいと考えております。また、みなとみらい21地域においては、観光・MICE施設への支援をしていきたいと考えております。特定の地域、分野、機能の支援を厚くすることにより、戦略的な企業集積を図り、産業拠点形成の政策的誘導につなげていきたいと考えております。また、助成金の上限額を上げるということで、インセンティブを高め、インパクトを与えることで、企業の投資意欲が刺激され、大規模投資が促進されるということを考えております。また、メリハリある制度設計にすることにより、財政負担を軽減するとともに、優先順位をつけた支援により重点立地を促進していきたいと考えております。そのために、一部助成率の引き下げを検討していきたいと考えております。

23 ページをご覧ください。こちらは固定資産の取得型ですが、賃貸業務ビルへの支援を再導入します。1期目に賃貸業務ビルへの支援を行ってございましたけれども、次期施策で再導入をしていきたいと考えております。特徴ある賃貸業務ビルに対して、支援をしていきたいと考えております。景気の回復とともに空室率が低下し、市内のオフィス床が不足する中で、賃貸業務ビルの建設にインパクトあるインセンティブを与えることで、テナント誘致の受け皿整備をしてきたいと思っております。また、特徴ある賃貸業務ビルの整備により、テナント誘致が促進されると考えております。その特徴ある賃貸業務ビルですけれども、黄色い枠の中にございます、広いワンフロアの床面積、災害に強い構造、非常用電源の確保などBCP対策の優れたビルや観光・MICE施設との複合ということも考えております。また、国家戦略特区を活用した、横浜駅周辺のリノベーションが促進されると期待してございます。

また、テナント型につきましては、24 ページをご覧ください。現行制度では、支援内容としては、法人市民税法人税割相当額を年上限1億円としまして、地域につきましては、業務系全地域、期間は3年間、特例としまして、多国籍企業特例ということで、1年間、



最大1億円をプラスするということで、最大4年間という形になっております。次期施策でございますけれども、法人市民税法人税割相当額につきましては、継続したいと考えております。エリアにつきましては、今までの業務系プラス工業系も一部加えていきたいと考えております。また、助成期間の延長もしていきたいと考えております。それから、多国籍企業の特例につきましては、外資系企業の特例に変更していきたいと考えております。

25ページがそれをまとめたものでございます。対象エリアの拡大ですけれども、これまでの業務系エリアに加えて、工業系重点地域ということで、京浜臨海部、臨海南部を追加したいと思っております。工業系重点地域の中でも、研究開発拠点が作られるということがございまして、やはりテナントが必要になってくるという考えに基づくものでございます。次に助成期間の延長ということで、重点地域については助成期間の延長をしたいと考えております。みなとみらい21地域、横浜駅周辺、京浜臨海部、臨海南部について助成期間を延長したいと考えております。魅力あるインセンティブを設定することによりまして、テナント誘致が促進されると考えております。また、外資系企業の特例の新設ということで、外資系企業に対して助成期間を延長したいと考えております。従来、多国籍企業で、進めておりましたけれども、多国籍企業の場合にはハードルが高くて、実際、第3期の条例におきまして、該当するところが少なかったということもございまして、そこに書いてございます、知名度の高い外資系企業の立地によりまして、国際都市横浜のブランド力向上が図れることや、インパクトあるインセンティブを与えることで、テナント誘致が促進されるということで、今回導入をさせていただきたいということで考えております。方向性等につきましては、以上になります。

座長 方向性については、ある意味、差別化を図っていくという全体の方向をお示しいただいたところですので。特に最後の方をみていただくとお分かりのように、エリアの差別化、外資・内資の差別化、成長目標業種、ここを優遇するというのが、大まかな方向です。ただ、税について言いますと、おおよそ現行通りという方向性になっているかと思えます。なんなりとどこからでもご質問をお願いいたします。

〇〇委員 この特例は特例として、そもそも地方法人税が、今後どうなるのかということについて、どういう見込みを踏んでいらっしゃるのでしょうか。もし、法人市民税の税率が下がるとなってしまうと、果たして法人税収だけが下がってくるなかで、この固定資産税を減免するというのが、どの程度効いてくるのかということになります。法人税の在り方のなかで、外形標準の付加価値のところをあげていこうという話もありますので、そうした場合に、1億円以上の大企業の部分の影響が、逆にマイナスになる阻害要因になることもあると思われまして、他の税制全体との兼ね合いがまずどうなのか、というところが気になりました。

座長 難易度高いですが、来年、税制改正で可能性の高いことをご指摘いただいて、これをどう読まれているのか、法人市民税相当額を助成という場合に、法人市民税が下がりますので、その場合のインパクトが減ってしまうぞというところがまずございます。あとは、外形標準の問題。これもわかりませんが、かなり確率は高いと今言われておりますので、外形標準が拡大した場合にどうなるのでしょうかということなのですが、何かお考えでしたら、お願いいたします。

誘致推進課長 まず、先ほどの税収の効果と支援額の推移につきましては、私どもの試算の中では、税制課とも相談をしながら、法人市民税の税率引下げを前提とした上で、計算をさせていただいている中で、伸びていくということを、表しているというのが一点です。テナントにつきましては、法人市民税相当額をインセンティブとして、与えるという形になっておきまして、法人市民税相当額が下がってしまうということがありますので、今までの期間と同じで、3年間という形になりますと、実際にお渡しするインセンティブが少なくなって

しまうということがあるため、その意味で、期間を延長したいと考えております。

座 長  
○ ○ 委 員

助成期間の延長で対応したいということですね。

あとはエリア、地域を拡大するということですが、横浜市全体の都市計画との整合性はどうか、ということと、臨海部分に呼んでくるということであれば、企業としては、津波や防潮堤の整備とか、別のところが気になるかと思います。そういうところはどのようにお考えなのでしょうか。

誘致推進課長

津波の点についてですが、みなとみらい 21 地域が一番問題になると思います。しかし、みなとみらい 21 地域については、津波の心配がほとんどないと聞いております。我々としては、その辺をアピールしており、企業様は、それを理解して来ていただいていると考えております。

また、防潮堤だけでなく、この間もお話にありましたとおり、道路の整備ですとか、そのような所も必要ではないかというお話がございまして、その部分については、企業様においでいただいた時の様々な整備についての検討を企業等誘致推進本部でしていくという方向になっております。

都市計画との関係についてですが、9 地域に投資をしていただく企業を呼びたいと考えておりますので、都市計画との関係はないと思っております。

成長戦略推進  
部 長

対象エリアを拡大するという点についてですが、今までテナント型は、業務系地域だけでした。業務系地域とは、みなとみらい 21 地域ですとか、港北ニュータウン、新横浜などです。ところが、テナント型の工場が増えたので、現在、工業系地域として指定している 2 か所についてもテナントの助成をしようと考えております。対象エリアは拡大しましたが、区域自体は変わっておりません。そういう意味では、都市計画とは関連しないということです。

主 税 部 長

事務局から補足説明いたします。企業立地促進条例の別表 1 には、いわゆる地域の記載がありまして、別表 2 には、地域をグルーピングして、業務の分野はどのようなものがあるのか、というのが記載してあります。例えば、みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域では、事業の分野はすべての分野を対象としていて、固定資産の取得については、表に記載しているとおりです。京浜臨海部地域では、事業の分野としては、環境・エネルギー、医療・健康及び IT に関する分野、自然科学研究に関連する分野、製造業で、規則で定める内容についてと作られています。

新しい条例では、これらの見直しをするというイメージです。

座 長

ご質問出たところに関連してですが、このエリアで差別をする、今までよりは差別をするという事で、先ほどご質問あった所ですが、これまでの実績で濃淡が出た所とは関係があるのか無いのかという所を教えていただければと思います。例えば今までやったけど効果が無かったから廃止したほうが良い部分ですとか、あるいは逆に効果がないから力を入れていきたい部分ですとか、そういうのがあるのか無いのか、また、それとは関係なくこの地域の発展を図ろうとするお考えなのか、どちらなのでしょうか。

誘致推進課長

9 つの地域のうち、例えば港北ニュータウンの地域ですとある程度整備がされてきておりまして、それなりに成熟してきてしまっている地域もあります。それ以外の例えばみなとみらい 21 地域については、まだこれから整備を行っていかねばいけない地域です。整備されてしまっている所については、少し薄めにして、これからまだまだ開発しなくてはいけない部分については、濃くしていくという形で今回は考えさせていただいて、そういう地域を選ばせていただいております。

座 長

委員の皆様いかがでしょうか。今までは、地域別に差をつけて、という変化です。これによろしいという事であれば、先ほどのご審議いただいた所で、懸案の課題になっていた、

差別化によってどこにインセンティブを高めるかについては、〇〇委員がご発言いただいた方にインセンティブを与えているのですが、その点については、いかがでしょうか。つまり、業務の内容、性格、外資についてです。ここに厚めの配慮を加えるということについてです。

〇〇委員 前の議論に戻りますが、23 ページについてです。賃貸業務ビルへの支援を再導入ということで、市内のオフィスビルの空室が不足しているので、業務ビルを建設して、増やしたいという意図だと思えますけれども、これの具体的な場所はどこを想定されているのでしょうか。

誘致推進課長 賃貸業務ビル支援につきましては、みなとみらい 21 地域と横浜駅周辺地域の 2 つに絞っていきたいと考えております。

〇〇委員 政策上行っていることについて、横浜にも古くからある企業から意見が出たりしていますか。私の印象ですと、横浜の既存の企業は、ネットワークの繋がりが強いので、意見が出ているのではないかと思います。

誘致推進課長 横浜は、中小企業が多いので、そういう所に大企業が来ていただいているので、先ほど申し上げたように、事業機会の拡大となっていると考えております。我々としては、そのような既存の企業様と大企業をマッチングして、仕事をしていただくなどしておりますので、そういう意味では、評価していただいておりますけれども、この条例で呼んだところについて、既存の企業様から具体的なご意見は聞いておりません。

〇〇委員 先ほど〇〇委員からのご指摘でありましたが、中小企業の建設が少ないというお話がありましたけれども、横浜市の企業は、小さめの企業が多いので、大企業に来ていただいた方が、良いという理解でよろしいでしょうか。

誘致推進課長 条例は、比較的大きい企業を誘致したり、再投資したりしていただく様になっております。その他に重点産業立地促進助成制度というのを作成しております。そちらは比較的規模の小さい企業が横浜においていただく、あるいは横浜で拡大していただくという支援です。幅広く支援制度を持っておりますので、大きい企業から小さい企業までという形でやっておりますので、中小企業さんはそちらの重点制度を使っております。

座長 中小企業については、税は絡まないのでしょうか。

誘致推進課長 重点制度については、テナント誘致の関係でして、賃料相当分という形で助成しております。そういう中で、中小企業を救っておりますし、大きい企業になりましたら、条例を適用していくという形になっております。

座長 中小企業の場合は、税は絡めにくいのでしょうか。

成長戦略推進部 長 そういう訳ではありません。元々この条例の目的が、雇用の増大と事業機会の拡大ですので、それに効果がある投資を呼び込むため、一定の投下資本額の基準を設けておりますが、中小企業にも配慮し、基準額を 10 分の 1 にしております。

主税部長 補足させていただきますと、従来の企業誘致の軽減の措置、税制上の措置又は助成金の措置については、一定程度の投下資本額が基準となっており、これは、初期投資がかなりかかるだろうという見込みがあります。結果的に中小企業は初期投資が小さいだろう、ということで制度が作られています。企業の規模が大きくなればなるほど初期投資が大きくなるだろうという見込みで一定程度の助成が必要になるだろうということです。

座長 中小企業はゼロ件ということですが、やむを得ないということでしょうか。制度はあるけどやむを得ないという位置づけということですか。

〇〇委員 21 ページの次期施策案で、①本社・研究所は、重点立地制度を新設というのは、国際戦略総合特区、国家戦略特区に絡んだ施策という理解でよろしいでしょうか。

誘致推進課長 それに関連する企業様に来ていただいた時にという意味でインセンティブを高めようと

考えております。

○ ○ 委 員 次期の施策で重点立地制度を加えたりするというのは、助成率を上乗せしたり、上限額を上乗せしたりするのは、これを背景にしているという理解でよろしいでしょうか。

誘致推進課長 そのとおりです。

○ ○ 委 員 そうすると、みなとみらい 21 地域や京浜臨海部や臨海南部に上乗せをしてインセンティブを与え戦略的に企業誘致をはかりたい、という理解でよろしいでしょうか。

誘致推進課長 そのとおりです。

座 長 11 ページのところですが、リーマンショックを物ともせず、誘致件数が増えているのですが、我々も審議して、法人市民税相当分を助成する、固定資産税について軽減をするという千葉市とほぼ同じ内容を千葉市が後から始めたわけですけれども、それにも関わらずこれだけ伸びているということになってきますと、まずは、どういうことなのでしょう。お互いに手のうち明かせない、自治体間の競争だとは思いますが、これが表にでた時点で横浜市がダメとなると思います。このあたりはどのように説明しますか。

誘致推進課長 千葉市についてですが、件数が伸びているのは、投下資本額を下げたということが一つ理由としてあります。業種の範囲を広げているということが二つ目の理由としてあります。横浜市は、製造業が中心ですけれども、千葉市は、サービス業等も含めていると聞いております。また、千葉市の件数は、本市の条例の部分だけではなく、重点制度の部分が中心になります。細かいことになってしまいますが、我々としましては、大企業を中心とした条例の部分と、中小企業を中心とした重点制度を合算いたしますと、千葉市とほぼ同じくらいの数になると思っております。千葉市の予算額を見ますと、横浜市より小さいです。それらを踏まえまして、我々の方は、わりと投資額が大きくて、それなりの企業を呼んできていると思っております。千葉市は件数は伸びていますが、それなりの違いはあると思っております。

座 長 件数は多いけれども、一件当たりの規模は小さいということですか。

誘致推進課長 私は、小さいと思っております。

座 長 ただ、誘致件数を比較してしまうと、横浜市は改善しないとどうなのか、と思ってしまう。それと同時に、千葉市とは逆に規模の大きいものを狙って、業務内容も高度なものを呼びたいという施策でいけるという、我々がそれを信じて良いという根拠はなんなのでしょう。税について言えば、何の工夫もないわけですね。何かインセンティブを付けて、外資なら外資とか、こういう工夫をしたから、狙えます、という関連を教えていただくと、納得しやすいと思います。正直に申し上げると、助成金をどれくらい差別化するかというのは、分かりませんが、少なくとも税について、同じで行きましょうということになると、狙っているとおりにはいかないのではないか、という疑問がどうしてもでてくるのですが、その点について、いかがでしょうか。

誘致推進課長 今日の段階では、上限額についてですとか、助成率については、具体的には申し上げることはできません。私どもといたしましては、上限額若しくは助成率でインパクトを付けたいというのがまず一点です。大きな点といたしましては、賃貸業務ビルを作っていた場合に、助成するというのを復活したいと思っております。横浜市は、これから受け皿がほとんどなくなってくるというのを想定しております。また、賃貸業務ビルができるということは大規模投資に繋がっていくと思っておりますので、その辺にインセンティブを高めていきたいと考えております。みなとみらい 21 地域については、今回の成長分野育成ビジョンの中で示しております観光・MICEの関連について、そういう施設を呼ぶことにより経済波及効果等を高めていきたいという狙いがあると思っております。

座 長 そこについては、あくまで助成金のインセンティブを狙っていらっしゃるということで

しょうか。税については、例えば成長三分野の業種について、固定資産税を取得するなら固定資産税にこのような特徴があるとか、あるいはテナント型と言うならば、三業種を呼ぶにはどのような工夫ができるのか、できないのか、ということをお考えになっていますか。お伺いしていると、キツイ言い方かもしれませんが、方向性を狙いたいのであれば、差別化でインセンティブを高めるとするのは良い事であろうとは、判断いたしますが、税については、全く反映されておりませんので、このあたりどう考えたら良いのでしょうか。税について何かやるのであれば、今後の方向性について、23 ページについては、良くわかります。以前行っていた、いわゆる賃貸ビルを作る人への支援を再導入するということですね。その他の今後の方向性について、税の部分については、のっぺりしているものですから、いかがなものかと思えます。ここで、エリア別、分野別に差を付けるというお考えはないのでしょうか。分野の場合、何をもちて医療とか観光とかに分けるとするのは難しいと思えます。あるいは医療で言えば、設備投資から言えば償却資産が多いのかなと思うのですが、そうならそうと、不動産より償却資産を厚めに考えると、インセンティブの与え方は税としてあると思えますけれども、このままですと税は軽減を認めてもよろしいでしょうかと言われてもなかなか読みにくいというのが正直な感想です。いかがでしょうか。エリア、分野、機能を掛け合わせて、助成率を上乘せする。あくまでも助成率ですよ。この部分で税をやるのであれば、冒頭から申し上げているように税の軽減というのは、市民の負担は、助成金と全く同じ負担になりますから、他の既存業者からすると、不公平な話になるわけですから、それにも関わらずやらなくてはいけないのであれば、効果ができるだけ高めたいというのが我々の願いでもあるわけです。ここに特定の分野や機能に絡めて重点化できないのか、固定資産税・都市計画税でのっぺりしてていいのか。あるいはエリアを区切って、横浜駅周辺でいくのか。あるいはエリアを区切った上で、観光・MICEを絡めてやるのか。環境・エネルギー、健康・医療で何かやるのか。他業種より優遇する、ということが考えられると思えますが、いかがでしょうか。税の分野からすると政策税制は避けたいというのが筋だとは思いますが、やるのであれば、効果があつたほうが良いに決まっています。もう少し工夫をされた方が納得されるのかなと思えます。単純に我々が良い悪いと判断するだけでなく、市会の先生方に意見を伺わなければならないと思えますので、そのあたりの工夫があつたほうが私はよろしいと思えますが、いかがでしょうか。

誘致推進課長 非常にありがたいのですが、我々としては、今までの制度で企業様の方にもそれなりに評価をいただいておりますので、少なくとも現行制度でやらせていただきたいと思えます。我々は、そういう話があればありがたいとおもっております。

座 長 今日で取りまとめとは言われておりませんので、次回までにこのように出来ないか、というご提案をいただければ、よろこんでご審議いたしますので、今申し上げたように少し本来の条例改正の重点化、あるいはインセンティブの濃淡ということであれば、税の方もそちらの色彩を強めた方がいいのではないかと、現時点では思います。先生方いかがでしょうか。

〇 〇 委員 成長分野育成ビジョンを策定しているこの三分野についてです。これは明確になにか打ち出してもいいのではないのでしょうか。ただ単に一般的に企業呼びます、ではなくて、明確化して、ここに来てもらうとこんなメリットがあつて、税も含めてだと思えますけれども、そうすることによりアピール力も高まりますし、ビジョン実現にも近づきますし、社会的要請にも応えるということを考えて時に、成長・発展分野というのを一つ呼び物にするというのは、ビジョン実現のためにも上手く使っていくという工夫はできないかなと思えます。

多国籍企業をやめて外資系に名前を変えているということですが、多国籍企業と被ると

いう事であるならば、外資系企業に特例を設けて優遇することがはたして良い事なのか、長期的に見たらどうなのかは分からないと思います。外資系・多国籍企業というのは、すぐ変わってしまいます。一旦条件が良いから来て、優遇されるだけされたら違う所になってしまうというのにはあるので、そうすると何のためにこれだけお金を費やしたのかということになりかねないと思います。その辺について、動向を見て、日本の企業よりもあまりにも短期で動くようであれば、優遇措置を見直した方がいいのではないかと思います。調査はいるかもしれません。

座 長 外資系の定義は、25 ページに記載があるように、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業ということですね。

誘致推進課長 そうです。

座 長 そうすると比較的変わりやすいことは事実ですね。

○ ○ 委員 外資系に重点を置かれているのは、先ほどありましたけれども、国家戦略特区とか、特区絡みがあるのではないかと思うんですけれども、東京圏に指定されているという所が、今後の横浜市の成長戦略と言いますか、産業政策のどのような影響があると考えていらっしゃるのでしょうか。そのこととこの支援策を今回変えたいということが、どう絡むのかを教えてください。

座 長 特に外資についてということでしょうか。

○ ○ 委員 外資に限らずです。特区に指定されているものの位置づけです。

成長戦略推進部 今回、次期施策の中で、関係しますのは、横浜駅周辺の街づくりの中で、国家戦略特区で、住宅の容積率の緩和をして、国際ビジネスの拠点を形成することを目的として挙げていますので、外国人が住みやすいかつ外国人が働きやすい形でやっていくために、賃貸ビルのインセンティブを導入したいと考えています。賃貸ビルの助成制度、税軽減の復活については、今回みなとみらい21地区とともに横浜駅周辺も範囲に入れているというのは、こうした観点がございます。

もう一つ、国際戦略総合特区については、テーマが決まっております、ライフイノベーションです。ライフイノベーションにつきましては、産業拠点エリア、15 ページをご覧ください。末広町のライフイノベーションの集積が広がっておりますので、そこについては、強化していきたいと考えています。金沢については、医療とライフイノベーションを繋ぎ合わせる医療機器を作る産業、モノづくりの中小企業が集まっていますので、そのところを連携させるということを考えています。産業拠点戦略として、既にあるリソースを使って、国際戦略総合特区を進めていくことを目指しております。このように、エリアと業種の組み合わせで、国際戦略総合特区を進めることを考えております。

○ ○ 委員 話を伺っていて、特に成長分野で環境・エネルギーとか健康・医療とか観光・MICE とかを重点化していくということは、重点地域との絡みで重点化していくと考えているのでしょうか。○○委員が言ったように、例えば、成長分野で、環境・エネルギーの分野は政策税制として力を入れていくと、だからその所には上乘せをしますという明確な線引きをすることではないという考え方でよろしいでしょうか。

誘致推進課長 現在、業種だけではなくて、業種とエリアを掛け合わせた形で、インセンティブを付けて集積をはかることにより、経済の活性化に導いていこうと考えております。

座 長 先ほど私が申し上げましたけれども、やるならやるで色を少し出していないとこの三分野はどの自治体も狙っていますので、東京湾の向こう側は狙っていますので、何か色を付けないと、当然千葉に負けてしまいます。そこをいくら税軽減を用意しました、と言っても効果が無ければ不公平になってしまいます。やるならやるで効果が見込めるようなものを用意していただきたいというのが正直な意見です。この三分野では、三分野の業種

に特有の不動産、償却資産の特徴があるのであれば、固定資産税の中で考えられるのではないのでしょうか。土地・家屋に対してはもちろん都市計画税もあると思います。このような業種が固定資産の取得型でくるのか、テナント型でくるのかによって、テナント型の場合には、法人市民税相当額という計算になりますから、テナント型だけれども、この三分野についてこのような特徴があるので、何か税を絡められるか、例えば従業員数が多いとか、償却資産が多いとかそのようなことがあれば、アピール力があると思います。継続しましょうと言っても、税の軽減は同じですと言ったら、横浜市としてこのような方針を持っていますから、三分野の方、外資の方に対してどれほどアピールできるのか疑問に思います。競争は激しいですから、いかがなものかと思えます。

○ ○ 委 員 横浜は、港がありますが、平野部については、千葉や東京ほどは、面積がないので、立地的に不利な部分もあると思います。そうすると単にお金の面で、軽減額がいくらであるからとかで選ぶ企業よりも、戦略を持った企業、例えばネットワークがあるところに更にネットワークを作りたいとか、横浜港、羽田空港が他に比べて交通のネットワークとして使えるから横浜に来たいとか、ある程度戦略を持った企業に来ていただいた方がいいと思います。減税があるから、補助金がもらえるからという企業よりも、戦略を練っている企業に来ていただいた方が経済成長にいいと思います。横浜市の市政としては、こういう企業に来ていただきたいとはっきり示しても良いと思います。

座 長 次回に向けて担当部局にお願いすることがあれば発言していただきたいと思えます。

○ ○ 委 員 この会議は税制ですので、税制の点から言うと、政策税制は、面、場所でやるというのもありますが、基本的には業種、例えば環境分野をやるとか、医療分野をやるとか、観光分野をやるとか、ある程度業種を枠にして、政策税制としてそこに横浜は力を入れるから政策的に減税するというのが筋です。そういう意味から考えると政策分野、機能を加味した形で、今後の方向性を決めていくというのが筋ではないかと思えます。もちろん面の部分もあります。例えば中心部を開発したいとか、郊外部を開発したいとか、そこに政策税制を入れたいとか。

座 長 今回、諮問されているのは、企業立地施策ですので、その枠からすると、今おっしゃられた、エリア・ゾーニングが出てくるのかと思えます。本質的な部分は○○委員がおっしゃったように、横浜市内の業種、どういう産業を進めていくのか、税の軽減でどれだけ進めていくのか、ということです。その中で、また一部として企業立地施策があるとお考えいただいたほうが良いと思えます。

今日は、我々のほうが積極的に発言してしまいました。10年経って、一区切り、そして、次にこの景気情勢の中でやるということ、全般的に誘致数が落ちている、海外への流出があるということ、さらに、立地ということになってくると、今までのようなのっぺりとした軽減策よりは、インセンティブを付けた、濃淡付けた上で、税についてもやったほうが効果は高いだろうし、アピール力もあるだろうなと言うのが今日のまとめだと思います。次回までに担当局から、成長三分野を狙うというのは間違いないと思えますので、三分野について、固定資産の特徴ですとか、業種ならではの特徴、税が絡まるような特徴があれば、教えていただいて、ご提案いただければ、積極的に審議させていただきます。逆に、のっぺりしたまま過去やっていて、一定の効果がありましたから、継続しますというのは、我々としなくても、本心ではありませんということにさせていただきたいと思えます。

議題の2がございしますが、事務局は何かありますでしょうか。

税 制 課 長 ありません。

座 長 そうしましたら、本日の審議は以上とさせていただきます、事務局にお返しさせていただきます。

税 制 課 長 熱心なご議論ありがとうございました。本日の前半の議事録につきましては、後日公開をさせていただきます。次回の税制調査会は、10月16日ということで事前に調整させていただいておりますが、本日のご議論を踏まえまして、市内部での原案の策定状況を踏まえまして、またご連絡させていただきたいと思っております。11月の日程につきましても、あらかじめ、事務局で調整させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。これをもって第2回税制調査会を終了させていただきます。ありがとうございました。